

秋田県立新屋運動広場使用に関する心得

秋田県立新屋運動広場指定管理団体
特定非営利活動法人スポーツクラブあきた

- 1、使用責任者は、使用当日、運動広場内クラブハウスに使用許可書を提示し使用してください。
- 2、使用時間を厳守してください。使用時間には、準備、試合（練習）、後片付けに要する時間を含みます。
- 3、使用者は許可の目的以外に使用、又は使用する権利を譲渡し、若しくは転貸することはできません。
- 4、使用者の都合で使用できなくなった場合、使用料は還付しません。
- 5、自然災害時（雨天や落雷等）又はグラウンドの状態が悪い時の使用可否は管理者の指示に従って下さい。
- 6、グラウンド内は禁煙です。
- 7、駐車台数には限りがありますので、大会規模に応じて駐車台数等の状況を予測・把握し、駐車整備委員を配置するなど混乱が生じないよう必要な措置を講じてください。
- 8、活動に必要な用具は使用者が準備ください。
- 9、備品等借用した場合はきれいにしてから返却してください。
- 10、ラインを引く場合は使用者が引くこととし、次の使用者が不要ラインを消すこととします。
使用するペイント（芝専用）は持参となります。ペイントライン引機はクラブハウスに準備してあります。
使用後は器具を洗浄し元の場所に戻してください。
- 11、使用に際し、事故等発生した場合は速やかに適切な処置をとるとともに、運動広場職員に連絡をして下さい。
- 12、施設内には医療関係職員が配置されておりません。大会規模に応じて主催者で医療関係者を配置願います。
応急処置に関する用具は持参の応急セットを使用して下さい。※競技者の保険加入を勧めます。
- 13、使用者は、使用後直ちに原状回復に努めて下さい。（芝はがれの補修、サッチ除去等）
- 14、使用に伴い生じたゴミについては持ち帰りとなります。さらに、トイレ等使用後の施設清掃をして下さい。
- 15、施設設備の瑕疵以外の事故の責任については、使用者及び使用団体が一切の責任を負うものとします。
- 16、使用者は、故意又は過失により施設及び備品を破損させた時は、それによって生じた損害の賠償責任を負うものとします。
- 17、大会運営上、大会本部やチームミーティング会場等でクラブハウス2階を利用しなければならない場合は、申請時に協議の上決定します。（節度ある利用を心がけ、使用後は清掃をして清潔な状態にして下さい）
※清掃用具はクラブハウスに準備してあります。
- 18、原則として使用料還付は行いませんが、強風や落雷等自然災害で安全管理に支障をきたすと主催者並びに管理者が判断した場合は、例外により使用料を還付します。また、参加者の年齢層から体の変調をきたす恐れがあると主催者並びに管理者が認めた場合も同様とします。
- 19、敷地内での物品等の販売について、許可なく販売行為をすることを禁止します。
（秋田県の許可と使用料金の納入が必要となります）
- 20、次のいずれかに該当する場合は、使用制限もしくは使用を中止する場合があります。
 - ① 使用心得に違反した場合
 - ② 酒気を帯びている場合
 - ③ 他の利用者に迷惑をかけた場合
 - ④ 駐車違反等周辺施設に迷惑をかけた場合